

(仮称) 生野区地域福祉ビジョン 2026 【素案骨子】

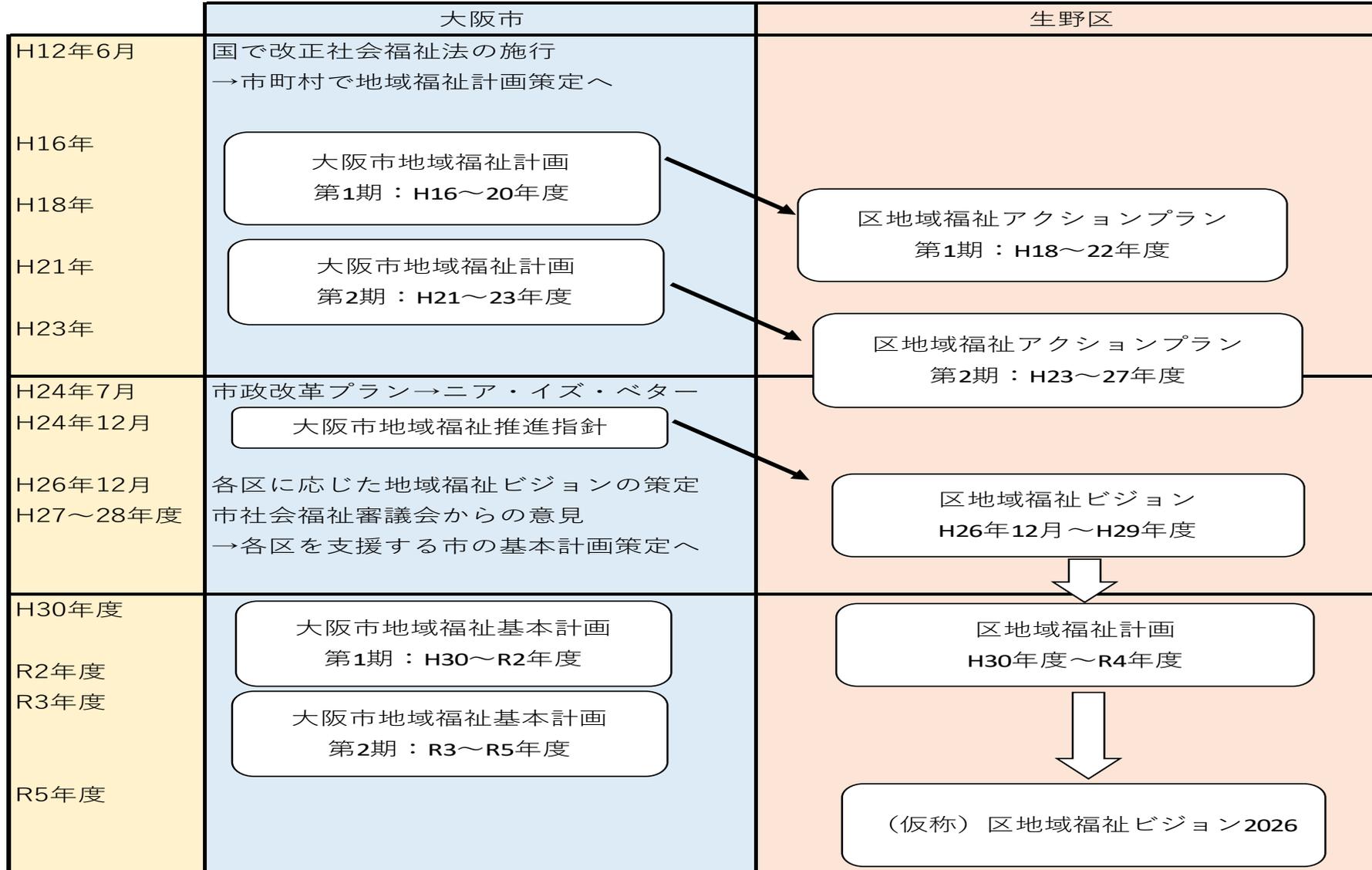


令和5年●月策定
大阪市生野区役所

目 次

・これまでのながれ	1
・生野区地域福祉ビジョン2026位置づけと計画期間	2
・生野区地域福祉ビジョン2026の基本理念	3
・生野区における福祉課題の現状	6
・生野区地域福祉ビジョン2026をすすめる力	7
・生野区地域福祉ビジョン2026の重点取り組み	9

これまでのながれ



生野区地域福祉ビジョン2026の 位置づけと計画期間

- 生野区地域福祉ビジョン2026（以下区地域福祉ビジョン2026という）は、基礎的な計画である「第2期 大阪市地域福祉基本計画」（以下、2期市基本計画という）とともに、生野区の特성에応じた地域福祉の方針・施策を定める計画として、社会福祉法第107条に定める「市町村地域福祉計画」として位置づけられ、区の特性やニーズに応じた地域福祉の方向性を示し、それを具現化するための指針とします。
- 区地域福祉ビジョン2026の取り組み期間は、令和5（2023）年度から令和8（2026）年度までの4年間とします。

生野区地域福祉ビジョン2026の基本理念

- この区地域福祉ビジョン2026は、2期大阪市地域福祉基本計画の理念と生野区将来ビジョンの理念を包含し、その根底には「異和共生＝異なっただままで、和やかに、共に、生きる」、「居場所」と「持ち場」という考え方があります。
- この考え方をもとに、「だれもが地域とつながりをもって、安心して暮らせる共生社会の実現に向け、みなさんと力をあわせて、生野区らしい福祉をつくります」を基本理念とします。

◎だれもが地域とつながりをもって

だれもが、できるだけ住み慣れた地域で今までの生活を続け、みんなとつながりをもって心豊かに暮らしていける地域づくりを支援します。

◎安心して暮らせる共生社会の実現に向け

だれもが、病気や失業など支援や介護が必要な状況になったときでも、主体性と誇りをもって、安心して暮らしていける支援体制を築いていきます。

また、お互いが配慮し存在を認め合い、支え合うことで、地域で孤立せずその人らしい生活を送ることができるように「気にかける・つながる・支え合う地域づくり」をすすめます。

◎みなさんと力をあわせて

区内の地域福祉活動に参加するみなさん、さらには、福祉サービスを利用するみなさんが、それぞれに得意な分野を活かして「できること・したいこと」でお互いに協力することにより、一人ひとりの権利を大切にし、その人の状況や希望に応じたきめ細かい支援を行なっていくことができる仕組みづくりを支援します。

◎生野区らしい福祉をつくります

生野区の地域性や区が直面している福祉課題、住民のみなさんが抱えている福祉ニーズ等を踏まえて、各種の制度なども十分に活用しながら、生野区らしい地域福祉を実現していきます。

市地域福祉基本計画（第2期）の基本理念

だれもが自分らしく安心して
暮らし続けられる地域づくり



生野区将来ビジョンの基本理念

異和共生
居場所と持ち場

生野区地域福祉ビジョン2026の基本理念

**だれもが地域とつながりをもって
安心して暮らせる共生社会の実現に向け
みなさんと力をあわせて
生野区らしい福祉をつくります**

生野区における福祉課題の現状

- 少子・高齢化の急速な進展や、核家族化、単身世帯の増加など家族形態の変化、情報化社会の急速な進展は、地域のつながりの希薄化を招き、社会的孤立が広がり、地域福祉の課題は、多様化・複雑化・深刻化しています。
- 新しく日本に来た外国につながる住民は言葉や文化の違いから、必要な情報が届きにくいいため、適切な福祉サービスを受けられないといった問題もあります。さらに、生野区では外国につながる住民の多数を占める在日韓国・朝鮮人の人々の高齢化などに伴い無年金などの経済的な問題や、認知症の進行により会話が母国語になるなどコミュニケーションが困難になるといった課題もあります。
- こうした地域の多様な課題を解決していくためには、さまざまなニーズを的確に受けとめ、公的な福祉サービスによる適切な対応と、それだけでは充足できないニーズへの対応が必要となっています。
- だれもが安心して暮らしていける共生社会の実現に向け、お互いに人格と個性を尊重し、人々の多様な在り方を相互に認め合える社会をめざす取り組みをすすめて、地域福祉活動に参加する人が増え、その人たちがさまざまな場面でそれぞれ長所を発揮し、また補うことのできる地域づくりをすすめていく必要があります。

生野区地域福祉ビジョン2026を すすめる力

- 地域包括ケアシステムの推進

高齢者、障がい者（児）や子どもなど生活上の困難を抱える人が地域において自立した生活を送ることができるよう、地域住民による支え合いと公的支援が連動し、関わるもの全員で地域を「丸ごと」支える包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援の実現が求められています。

- 住民主体による福祉コミュニティ

お互いが配慮し「気にかける」、存在を認め合い「つながり」、支え合いながら、住民が主体性を持ってお互いに考え行動する仕組みづくりとともに、セーフティネットとしての保健・医療・福祉サービスと連携しより強固な「コミュニティ」を築くことをめざします。

- 多様な協働（マルチパートナーシップ）

地域福祉の実現のためには、住民やNPO、社会福祉事業者、学校、企業等の活動主体と行政が地域福祉の担い手として、お互いを認め合い、連携を深め、それぞれが有する“つよみ”を発揮することで、多様な協働（マルチパートナーシップ）を推進していくことが重要です。

- 地域福祉活動に参加する機運の醸成

あらゆる世代が地域福祉に関心を持ち、活動の輪が広がるように取り組むことが重要です。

さまざまな年代の多様な関心をもつ住民が、地域福祉活動にやりがいと充実感を持って参加する機運をたかめるためにも、地域福祉活動に関心を持つ機会を増やすとともに、新たな活動の実施や参加を支援することが必要です。

- 区地域福祉ビジョン2026を推進するための区の役割

区地域福祉ビジョン2026を推進するためには、住民のみなさん、地域団体、社会福祉の専門機関、区役所が連携しながら、それぞれの役割を果たしていくこと（協働）が必要です。

生野区としても、地域の問題解決に向け「ニア・イズ・ベター（補完性・近接性の原理）」の考え方のもと区役所全体で取り組みをすすめます。

生野区地域福祉ビジョン2026の重点取り組み

1 みんなですすめる地域福祉

- ひとり暮らしの高齢者や子育て世帯、福祉サービス等の情報が十分に届きにくい外国につながる住民等に必要な情報を届けるとともに、孤立することのないよう利用可能な福祉サービスの利用促進を図ります。
- そのために、区社会福祉協議会や、民生委員・児童委員、主任児童委員など、これまで協働してきた地域団体、地域内の関係機関に加え、NPO、企業などのさまざまな活動主体と協働し、地域福祉を推進します。

2 地域福祉に参加する機運の醸成

- これまでに協働してきた地域団体はもとより、ボランティア・市民活動センターとも連携し、区内の企業に勤務する人や、学校に通学する学生等の多様な人材が、生野区でのさまざまな地域の活動に参加できるような取り組みを支援します。
- 新たに地域福祉活動に参加する人を増やすため、高齢者や外国につながる住民、障がい者（児）、子育て世代が、これまでの知識や経験を活かして、地域福祉活動に参加できるようなきっかけづくりや、こどもと、共に活動に参加できる環境を整える取り組みを支援します。

3 きめ細やかな福祉サービスの充実にに向けた連携の強化

- 住民同士のつながりなどの人間関係の希薄化により、地域コミュニティの「見守り」「支えあい」などの「自助」、「共助」の機能が弱まる中で、支援が必要な人に必要なサービスが確実に届くように、取りこぼしのないこれまで以上の支援が必要となっています。
- 次世代を担う子どもたちが健やかに育つため、「こどもの貧困」問題や「ヤングケアラー」支援のための相談支援体制づくりや、必要なサービスが届くような仕組みづくりが必要です。
- 誰もが安心して暮らせるまちをめざして、高齢者や障がい者（児）、子育て世帯、外国につながる住民等へのきめ細かな支援をめざし、複合化・複雑化する課題に対して、住民のみなさんが参加し、互いに支え合い、その人らしく生活していくことを支援する仕組みづくりを住民のみなさんと協働し取り組みをすすめます。

4 地域における安全・安心の仕組みづくり

- 南海トラフ巨大地震が高い確率で発生することが予測され、さらには集中豪雨などによる都市型の災害も頻発しており、これまでの災害の状況なども踏まえた十分な防災対策を早急に行うことが求められています。万一のときにも高齢者や障がい者（児）など支援が必要な人を含めすべての住民のみなさんが安全に避難できるよう、地域で助けあえる仕組みをつくる必要があります。
- 要援護者に対して、平時から災害時までの途切れのない見守り支援をおこなうとともに、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムをすすめます。
- 災害発生や孤立死など生命身体の危険に対して平時からの備えと、誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりをめざします。

5 健康づくりの取り組み

- 区民の特定健診の受診率や、各種がん検診の受診率は大阪市の平均を下回っていることから、より一層区民の健康意識を高めていく必要があります。
- 住民のみなさんがいくつになっても健康で元気に暮らしていけるよう、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底及びこころの健康づくりに取り組む必要があります。
- 誰もが安心して暮らせる共生社会をめざして、地域の福祉課題について地域住民と協働し、その解決に取り組むとともに、区民一人ひとりが積極的に自らの健康づくりに努めることにより区民の健康寿命の延伸を図ります。

6 権利擁護や虐待防止のための取り組みの推進

- 判断能力が不十分な人の権利を擁護し、生活を支援していくため、「あんしんさぽーと事業」や成年後見制度の周知と広報を充実します。
- 区役所が中心となり、相談や支援を行う事業所、医療機関、教育機関、警察等との連携を強め、女性・高齢者・障がい者（児）・児童やその介護者・保護者などに対し、消費者被害や虐待防止に向けた正しい知識の啓発と各種サービスの利用促進に向け取り組みます。

7 共生社会の推進

- 従来の人権尊重・人権擁護への取り組みに加えて、障害者差別解消法による取り組みや、近年課題と認識されてきたLGBTをはじめとする新たな人権課題への理解を深め、偏見や差別意識をなくすよう取り組みます。
- 近年増加しているニューカマーを含めたすべての外国につながる住民に対し、防災マップや生活情報・各種行政手続き等について、やさしい日本語や多言語に対応するなど適切な情報発信・情報提供を行います。
- 生野区では、外国につながる住民の多数を占める在日韓国・朝鮮人の人々の高齢化等に伴う各種課題も生じています。
- 「異和共生」の考え方のもと、区民参加・参画による人権課題の解決に向けた施策の展開により、すべての人々の人権が尊重され、日常的に地域社会の一員として暮らすことができている状態をめざします。